

## 会津喜多方国際交流協会 会則

- 第1条（名 称） 本会は、会津喜多方国際交流協会と称する。
- 第2条（目 的） 本会は、諸外国の人々と文化並びに経済の交流を通して友好親善と相互理解を深め、国際感覚豊かな人材の育成と多様性のある活力にあふれた地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 第3条（事 業） 本会は、前条の目的を達成するため、ボランティア精神を基調とし次の事業を行う。
- (1) 国際理解・交流振興に関する事業
  - (2) 相談・研修・奉仕に関する事業
  - (3) 地域経済活動への貢献に関する事業
  - (4) 情報収集・提供に関する事業
  - (5) その他目的達成に必要な事業
- 第4条（会 員） 本会の会員は、次の二種類とする。
- (1) 個人会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
  - (2) 法人会員は、この会の目的に賛同し入会した法人とする。
- 第5条（役 員） 第1項 本会に次の役員を置く。
- (1) 名誉会長 1 名
  - (2) 顧 問 若干名
  - (3) 会 長 1 名
  - (4) 副 会 長 若干名
  - (5) 理 事 若干名
  - (6) 監 事 2 名
- 第2項 本会には、相談役を置くことが出来る。これは会長が総会において承認を経て推戴するものである。
- 第6条 会長、副会長、監事は総会において選出し、理事は会長が委嘱する。顧問、名誉会長は、  
（役員の選出及び任期） 会長が理事会に諮り推戴する。役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 第7条（職 務） 1 会長は本会を代表し、その業務を統括する。  
2 副会長は会長を補佐し、これに事故ある時または欠席の時は、その職務を代行する。  
3 理事は会務を審議し、会長の意を受け、会務を処理する。  
4 監事は会の業務および財産の状況を監査する。  
5 顧問名誉会長は会長の諮問にこたえる。
- 第8条（事務局） 本会に事務局を置き、事務所を東町蔵屋敷 会陽館内（喜多方市東町4088-1）に設ける。  
事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- 第9条（会 議） 本会の会議は、総会、理事会とする。
- (1) 総会は、年度1回会長がこれを招集し、決算承認並びに会則、役員選出、事業計画、予算、その他重要な事項の審議と決定を行う。なお必要あるとき会長は臨時に総会を招集する。
  - (2) 理事会は、会長が必要に応じ随時開催し、事業の運営に係る諸般の事項について協議し、計画の実行にあたる。

- 第10条（委員会） 本会には次の委員会を置き、委員は会長が理事等から委嘱する。
- (1) 日米委員会
  - (2) 日中委員会
  - (3) 外国人交流支援委員会
- なお、各委員会には正、副委員長を置き、会長が委嘱する。
- 第11条（会計）
- (1) 本会の経費は、会費、補助金、寄付金等をもってこれに充てる。
  - (2) 本会の年度会費は、個人会員は一口3,000円、法人会員は一口10,000円とし、いずれも一口以上とする。
  - (3) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
  - (4) 本会には会計簿はならびに記録簿を備える。
- 第12条（会則の改正） 本会の会則の改正は、総会において出席者の過半数をもって可決し、可否同数の時は、議長の設定するところとする。
- 第13条（委任） この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

- 附則1 本会則は昭和63年11月14日より実施される。
- 附則2 この一部改正会則は平成4年6月24日より施行される。
- 附則3 この一部改正会則は平成5年7月1日より施行される。
- 附則4 この一部改正会則は平成6年7月6日より施行される。
- 附則5 この一部改正会則は平成11年7月29日より施行される。
- 附則6 この一部改正会則は平成14年6月17日より施行される。
- 附則7 この一部改正会則は平成16年6月24日より施行される。
- 附則8 この一部改正会則は平成18年6月29日より施行される。
- 附則9 この一部改正会則は平成19年5月28日より施行される。
- 附則10 この一部改正会則は令和2年6月1日より施行される。
- 附則11 この一部改正会則は令和5年6月5日より施行される。
- 附則12 この一部改正会則は令和6年4月1日より施行される。
- 附則13 （役員構成）

附則12の改正は、喜多方市民による永年の国際交流活動を礎として関係者の多大なご支援のもと事務所移転や事業内容の拡充とともに実現したものである。

第5条で定める役員への市職員の参加については、関係者との議論を経て当面は現状のままとした。引き続き協会の発展と市民理解を重ね、第2条目的の「多様性のある活力にあふれた地域社会の実現」に寄与できる役員体制の充実を模索していく考えである。